

別紙1

訪問リハビリテーション利用料金について

(サービス利用料金)

区分等	利用料	自己負担（1割）	
訪問リハビリテーション費	3, 080円／回	308円／回	20分間実施した場合に1回として算定します
リハビリテーションマネジメント加算	イ：1, 800円／月	180円／月	ケアマネジメントの一環として、事業所の医師の診察に基づき他職種協同で計画の作成からサービス提供を行うことを評価する加算です。3ヶ月に1回以上のリハ会議の開催を行います。
	ロ：2, 130円／月	213円／月	加えて訪問リハビリテーションの計画について、事業所の医師が説明し利用者の同意を得た場合はイまたはロに加えて+2, 700円／月（自己負担+270円／月）が加算されます。
口腔連携強化加算	500円／月	50円／月	口腔の状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して情報提供を行った際に1月に1回に限り加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算	2, 000円／日	200円／日	退院退所から3ヶ月以内で、週2回以上、1日20分以上の集中的なリハビリテーションを実施する場合に算定します。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	2, 400円／日	240円／日	退院退所または訪問開始日から3ヶ月以内で、週2回を限度として、認知機能に関する集中的なリハビリテーションを実施する場合に算定します。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本報酬告示額の5%		通常の事業実施区域を越えた地域に居住する場合に加算されます
退院時共同指導加算	6, 000円／回	600円／回	退院前カンファレンスに医師もしくは療法士が参加し、退院時共同指導を行い、訪問リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
移行支援加算	170円／日	17円／日	社会参加を促進する施設として、厚生労働大臣が定める基準を満たしていることから加算されます
サービス提供体制強化加算	7年以上：60円／回	6円／回	勤続年数が7年または3年以上の職員が1名以上おり、厚生労働大臣が定める基準を満たしていることから加算されます
	3年以上：30円／回	3円／回	

介護予防訪問リハビリテーション利用料金について

(サービス利用料金)

区分等	利用料	自己負担（1割）	
介護予防訪問リハビリテーション費	2,980円／回	298円／回	20分間実施した場合に1回として算定します 利用開始から12月を超える場合、一回につき30単位減算されます。但し、リハビリテーション会議を開催しリハビリテーションの計画を見直した場合は減算されません。
口腔連携強化加算	500円／月	50円／月	口腔の状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して情報提供を行った際に1月に1回に限り加算されます。
短期集中リハビリテーション加算	2,000円／日	200円／日	退院退所から1ヶ月以内で、週2回以上、1日40分以上、または1ヶ月を超えて3ヶ月以内で、週2回以上、1日20分以上の集中的なリハビリテーションを実施する場合に算定します。
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	基本報酬告示額の5%		通常の事業実施区域を越えた地域に居住する場合に加算されます
退院時共同指導加算	6,000円／回	600円／回	退院前カンファレンスに医師もしくは療法士が参加し、退院時共同指導を行い、訪問リハビリテーションを実施した場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算	7年以上：60円／回	6円／回	勤続年数が7年または3年以上の職員が1名以上おり、厚生労働大臣が定める基準を満たしていることから加算されます
	3年以上：30円／回	3円／回	